

第二十一号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（説明）

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正により、同法の規定に移動が生じたため、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。